

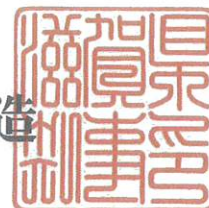


滋監第 984 号
令和 4年10月20日

(株) 七福建設

山野 憲伺 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について (通知)

令和 4年 9月 21日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しました
ので、通知します。

記

許可番号	滋賀県知事 許可(特-4) 第 51431号
許可の有効期間	令和 4年 11月 21日から 令和 9年 11月 20日まで
建設業の種類	
土木工事業	とび・土工工事業
石工事業	管工事業
鋼構造物工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	塗装工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 10月 21日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)